

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南会津町長 渡部 正義

市町村名 (市町村コード)	南会津町 (073687)
地域名 (地域内農業集落名)	伊南地区 (古町、多々石、白沢、青柳、小塩、宮沢、浜野、内川、耻風、大原、小立岩、大桃)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月16日 (第1回目)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・伊南地域は、令和6年12月末現在524世帯1,086人であるが、そのうち65歳以上が593人で高齢化率は54.6%と高齢化が進んでいる。また、農業従事者も65歳以上の高齢者が中心で後継者も不足し、耕作放棄地が増加傾向にある。また、有害鳥獣被害、農産物価格の低迷などにより生産意欲も低下している。また、近年はイノシシ、サル、シカ等による獣害で栽培意欲が低下しており、離農者や耕作放棄地増加への影響が懸念される。

・今後は、地域の農地の維持・管理を行いながら持続的な営農、新規就農者の確保、後継者の育成が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・担い手となる後継者の確保と育成について検討しつつ、中心となる地域内の農業生産法人の設備増強と従業員の確保を計画的に行い、水稻生産や高収益作物の振興を図るとともに、遊休農地を増やさないため採草地としての活用を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	325.30 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	219.10 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落内の全農地において農業上の利用を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を基本に、認定農業者への集積を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手が農地を貸借するときに、農業委員会の利用権設定により契約しているところが多いが、農地中間管理事業を活用することにより地域集積協力金を受けることもできることから、農地中間管理事業へ移行する。
(3)基盤整備事業への取組方針
作業の効率化や生産コスト低減により中心経営体の負担軽減と農業生産性の向上を図るため、必要に応じ近隣地区と検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携し認定農業者や新規就農者の確保、育成に努める。また、集落内担い手にも高齢化・後継者不足の懸念があるため、後継者の確保について検討し、新たに引き受け可能な担い手の育成を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
組織化された事業体が存在しないため、集落内の担い手により維持を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策

研修会を開催し、専門家から効果的な対策を学び、被害防止活動に活用する。
被害防止施設(電気柵等)を計画的に設置する。

⑦保全・管理等

農地の維持・保全を図るため多面的支払制度・中山間地域直接支払制度を可能な限り取り組む。